



## ピンポン外交50周年記念国際シンポジウムを開催

4月17日(土)、名古屋商工会議所2Fホールにて、東海日中関係学会主催、(一社)東海日中貿易センター共催による「ピンポン外交50周年記念国際シンポジウム～名古屋ピンポン外交から半世紀の日中・米中関係～」を開催した。

第1部では、小田悠祐・元後藤鉦二日本卓球協会会長秘書(写真右)が「ピンポン外交の舞台裏～周恩来総理との会談に同席して～」のテーマで



基調講演を行った。小田氏は当時、日本卓球協会の後藤鉦二会長の秘書として、1971年に名古屋市で開催された第31回世界卓球選手権大会に中国代表団を迎えるための中国側との交渉の場に随行し、中国を大会に招待後も会長と共に大会の成功に奔走した。この大会を契機に、米国卓球チーム訪中やニクソン大統領の電撃訪中、田中角栄総理訪中による国交正常化に繋がり、「小さなピンポン玉が世界を動かす」こととなった。小田氏は中国を大会に誘致するまでの経緯を振り返り、交渉のため訪中する際のインビテーションが直ぐに下りなかったこと、中国に渡ってからは中国側と政治的な問題も絡み交渉が難航したこと等を、当時の世界情勢や後藤会長の言葉を紹介しつつ、小田氏が実際に感じたことを含め語った。中国代表団が大会参加に合意した後は、人民大会堂にて周恩来総理と会見し、周総理から歓迎を受けた。周総理は常に笑顔で接してくれ、「後藤先生

の勇氣と決断を称賛します。」という言葉が最も印象深かったと紹介した。

基調講演の後、第31回世界卓球選手権大会に参加した米国選手、日本選手のビデオメッセージが映し出され、中国選手との交流の様子が語られた。

第2部では、「名古屋ピンポン外交から半世紀の日中・米中関係を考える」のテーマで、コーディネーターに川村範行・東海日中関係学会会長、パネリストに前述の小田氏その他、王泰平・元中国駐大阪総領事(書面参加)、上村直樹・南山大学教授、李春利・愛知大学教授、加藤直人・中日新聞論説委員が参加し、専門的な視点によりピンポン外交が語られた。



小田氏は再度発言をし、中国代表団が訪日する際、周総理が中国代表団に“友好第一、試合第二”の精神で試合に臨むよう述べたエピソードを紹介し、今の米中関係を見ていると、“試合第一、友好第二”となっていると述べた。コーディネーターの川村会長は、後藤会長や中国側が行ったような互いを尊重し、膝を突き合わせて対話する姿勢が、現在の緊張する米中関係でも必要だと総括した。本シンポジウムは会場とオンラインの同時開催で、会場で53名、オンラインで55名の参加があった。

### 目次

ピンポン外交50周年記念国際シンポジウムを開催	1
【会務報告】2020年度第四回理事会を開催	2
第16回桜二胡音楽会	2
【新年度特別講演】米中逆転間近 日本企業のあるべき成長戦略	3
【中国投資企業部会セミナー】コロナ禍における中国の最新人事労務動向	3
【寄稿】中国法の解説を判例考察の見地から	4
【寄稿】事業者が行う消費者の顔認識情報収集の違法性について	9

滄州デスクNEWS	12
蕭山デスクNEWS	13
常州デスクNEWS	14
揚州デスクNEWS	14
常熟デスクNEWS	15
佛山デスクNEWS	16
中国短信	16
中国経済データ	18

## 2020年度第四回理事会を開催

3月26日(金)、名古屋商工会議所ビル会議室Dにて、当センターの2020年度第四回理事会を開催した。

新型コロナウイルス感染拡大の防止に伴い、本理事会は、マスクの着用、間隔をあけた配席、時間短縮に努め、理事7名による少人数での開催となった。



大野専務理事兼事務局長が司会進行を行い、本理事会は理事会運営規則第7条に規定する定足数を満たし、成立していることを報告した。小澤会長が議長を務め、大野専務理事兼事務局長が議案説明並びに報告事項1～2項について報告し、議案について異議なく承認された。

### □第1号議案

#### 2021年度事業計画案及び収支予算案

新型コロナウイルスの影響は不可避で、特に訪中団・各種視察団は、日中間の渡航が正常化するまでは、派遣を暫時中止。セミナー事業は、基本的にWebセミナーの方式で企画・開催するなど多くの事業に影響が出ている。また、中国企業の信用調査は、4月より一部書式と料金を改定する。センター事業並びに収支予算に大きな影響が及ぶこととなったが、審議の結果、出席理事の全員一致にて、原案通り承認された。

### □第2号議案

#### 協議員の一部変更について

(株)大垣共立銀行取締役会長の土屋嶋氏の後任として、同社取締役頭取の境敏幸氏が承認された。

続いて、報告事項1. 代表理事・業務執行理事の職務執行状況について、報告事業2. その他2021年度主要会務行事予定について、報告並びに説明が行われた。

## 第16回桜二胡音楽会

4月4日(日)、名古屋市公会堂にて、特定非営利活動法人チャン・ビン二胡演奏団の主催、中華人民共和国駐名古屋総領事館、南京市人民对外友好協会、名古屋姉妹友好都市協会の共催により、標記音楽会が開催された。

はじめに劉曉軍・中華人民共和国駐名古屋総領事、廣澤一郎・名古屋姉妹友好都市協会会長(名古屋市副市長)が挨拶した。大村史子・愛知県知事夫人、鄭興・名古屋華助中心主任、趙良行・愛知華僑総会会長はじめ政界、経済界、友好団体、華僑華人ら約700名が参加し、当センターからは、高橋明彦副会長(鈴与(株)取締役副社長)、大野大介専務理事兼事務局長が参加した。

三重県、京都府から参加した在日演奏家が二胡や琵琶を奏でたほか、中国からもVTRゲストとして

南京小紅花芸術団による舞踊を披露した。

当センターは初回より後援団体として協力しているが、役員企業はじめ会員企業からも協賛協力を得て、同事業を後押しした。

当日は、「風月同天」「賽馬」「365歩のマーチ」「川の流れるように」「さくらさくら」などが演奏され、二胡の美しい音色が響きわたり、参加者を魅了した。



# 米中逆転間近 日本企業のあるべき成長戦略

4月14日、東京財団政策研究所の柯隆主席研究員(写真)を講師に招き、標記講演会をオンラインで開催した。

中国が昨年、世界主要国の中で唯一プラス成長となった要因について、感染抑制に成功したこと以外に、投資・消費・輸出の3要素が弱含みしているものの大きく落ち込まなかった点を挙げた。とりわけ家計の貯蓄率の高さによって危機に強い体質であったため、コロナ禍でも個人消費への影響が小さく済んだと説明した。

統計以外に中国経済の現状を知り得る情報として、全人代政府活動報告で言及された言葉(キーワード)の回数を紹介した。20年はコロナの影響が大きく雇用の維持に重点が置かれたため、日本語の雇用にあたる「就業」が2位にランクインしたが、21年はコロナの抑え込みに成功したこともあり、経済活動を回復させていく意味の「建設」が2位にランクインしたと述べた(1位は20年に続いて「発展」)。

中国経済の不安要因として、失業率の高さを挙げ、中国のある大学の調査の結果、都市戸籍を持たない農民工を含めた失業率が2割に上っていることを紹介。雇用の大きな受け皿は中小企業であるが、



中国には日本のような中小企業信用保証制度が存在せず、担保となる資産を持っているところも少なく、地下銀行(非正規の金融機関)から高金利の借入で資金繰りを図っているところが多いと語った。

米中問題については、米ピュー研究所の世論調査で、中国を好ましくないと思うアメリカ人の割合が昨年、米中国交回復後で最大となっていることを受け、民主主義のアメリカでは政策が世論に大きく左右されるため、早期関係改善は望めず、覇権争いが長期化すると予想した。

グローバルサプライチェーンの今後のあり方については、これまでの効率だけでなく、安定性も求められるように変わり、戦略物資の自国回帰、基幹部品調達の分散、汎用品の現地化を進める必要があるとした。

日中関係は、米中関係悪化を受けて短期的には歩み寄りが予想されるものの長期的には不安定であるとの見解が示された。香港問題、その裏にある台湾問題という、米国を巻き込んだ地政学リスクを不安定要因として挙げ、講義中に舞い込んだ、アーミテージ元米国務副長官の台湾訪問のニュースに触れながら、米国の動向に注意するよう呼びかけた。

ライブ配信は62名が受講し、講演翌週には会員専用ページでアーカイブ配信も行われた。

## 中国投資企業部会セミナー

# コロナ禍における中国の最新人事労務動向

東海日中貿易センター・中国投資企業部会では3月24日、パナソニック上海(保聖那人才服務(上海)有限公司) Sales Senior Leaderの浅田真央氏を講師に招き、標記セミナーをオンラインで開催した。

中国GDP成長率の推移、中国における日系企業のプレゼンス、在中日系企業数・駐在員数の推移などについて説明が行われた上で賃金昇給率、賞与といった賃金動向、離職率の推移などについて報告された。

日本人の出張・赴任に関する中国ビザについても触れられ、Zビザ取得～就業許可証取得～居留許可取得までの流れ、ビザ発給状況などについて解説があり、本セミナー当日は22名が受講した。



# 中国法の解説を判例考察の見地から

## － 労働契約法「客観的な状況が重大な変化」を中心として －

上海市華鑫法律事務所 弁護士 高秀智、高華鑫

約20年前、中国国内への日本からの第三次投資ブームが過ぎた後、多数の日本雇用主(会社側)が撤退、解散を実施し、筆者も雇用主(会社側)清算関連の案件を多数担当していたが、そこで1番難しい問題が従業員のリストラであった。当時中国国内での関連裁判例も少なく、「客観的な状況に重大な変化が生じた」ため雇用主(会社側)が一方的に労働契約を解除できる理由について有効な司法解釈も存在せず、適用には比較的大きな自由裁量の空間が存在した。個人的な研究、模索を通じて、筆者は本条規定についてより深く研究を行い、いくつもの労資紛争を解決してきた。

近年においては、「客観的な状況に重大な変化が生じた」という概念について中国法上は新たな解釈が生まれていないが、本条規定に基づき進められる訴訟の実践量が大幅に増加しており、各地方裁判所、仲裁法廷等の地方専門家会議により形成された会議議事録等指示(ガイドライン)や解釈等が発表され、実務においても具体的な事件審査方法や裁判での進め方等が形成された。

### 一、「客観的な状況に重大な変化が生じた」とは

「客観的な状況に重大な変化が生じた」については、最初に記載されたのは1994年に発布された「中華人民共和国労働法」(以下、「労働法」という)第26条第3項であり、その後は2007年に公表された「中華人民共和国労働契約法」(以下、「労働契約法」という)第40条第3項の「無過失解雇勧告」の法律条文であった。雇用主(会社側)の無過失労働契約解除事由の1つとして、「客観的な状況に重大な変化が生じた」と民法上の「情勢変更原則」とは密接な関連性がある。ある学説では、これは民法上の情勢変更原則の労働法領域における表れであるという説もある<sup>1</sup>。

当該条文は「労働契約締結時根拠となった客観的事実に重大な変化が生じ、労働契約を履行することができなくなった場合、雇用主(会社側)と従業員は交渉を行うことができ、労働契約の変更について合意できなかった場合、雇用主(会社側)は30日以上前に書面で従業員本人に通知または1か月分の従業員賃金を支払い、労働契約を解除することができる」となっている。中国の元労働省(2008年3月に撤回)の『「労働法」若干条文についての説明』(以下、「説明」という)第26条では「本条における「客観的な状況」とは、不可抗力が生じた、または労働契約の全てまたは一部条項を履行することができないその他状況、例えば雇用主(会社側)移転、合併吸収、会社資産譲渡等が生じ、かつ本条第27条に挙げられる客観的な状況を除く。」と規定されている。

このことから、「説明」における「客観的な状況」とは2つに分けられる。1つは不可抗力が生じた場合、2つは労働契約の全てまたは一部条項を履行することができない状況が生じた場合である。

不可抗力が生じた場合とは、雇用主(会社側)と従業員の労働関係に変化が生じた原因が、双方が予測することができず、どちらの責任も問えない状況である。それに対して、労働契約の全てまたは一部条項を履行することができないとは、労働契約締結時の目的を実現することができない結果である。

不可抗力の認定は比較的抽象的であるため、裁判実務においてはこのような労働争議に対して労働契約の目的が実現できるか否かについて法的推測がされてきた。例えば2017年の「北京市高级人民法院、北京市労働人事争議仲裁委員会の労働争議案件審理時の適用法律に関する問題についての回答」では「客観的な状況に重大な変化が生じたため労働契約の目的を実現することが難しい」の状況について列挙して

<sup>1</sup> 魏 子玉「情勢変更原則の労働契約書における適用と研究[D]」,西南政法大学,2019.陸 春兰「客観状況の重大変化による解除についての適用[D]」,華東政法大学,2018.等

おり、自然災害等の不可抗力、法律法規または政策の変化により雇用主(会社側)の移転、資産移転または生産停止、生産移転、再編、特許経営性質の変化等が挙げられる。同年、広東省高級人民法院のガイドラインにおいても、雇用主(会社側)が自身の発展計画に基づく移転も労働契約締結時根拠となった客観的状况に重大な変化が生じた場合とみなされる<sup>2</sup>。

そこで雇用主(会社側)にどのような状況が生じた場合「客観的事実に重大な変化が生じた」と認定されるのか、以下の裁判実務の見地から検討したい。

### 1. 雇用主(会社側)の吸収、合併、分立。

(2016)滬01民終262号の判決において、某雇用主(会社側)が集団から独立し上場したため、同グループ雇用主(会社側)内のプロジェクト雇用主(会社側)の業務量が急激に減少し、某雇用主(会社側)のプロジェクト項目に従事する従業員の労働契約を履行することが難しくなり、このような状況を裁判所は労働契約締結時根拠となった客観的状况に重大な変化が生じたと認定された。

### 2. 雇用主(会社側)部署の再編成または経営方式の調整。

(2015)蘇中民終字第00430号の判決において、X社の本部が全世界規模においてコスト削減、組織再編成計画を進めており、X社は小会社として要求に基づき個別部門の取消、再編成を行っていた。裁判所はこの状況が労働契約締結時根拠となった客観的状况に重大な変化が生じ労働契約を履行できない状況に符合すると認定した。

また、(2019)蘇01民終9519号においては、雇用主(会社側)が業務買収、資源整理を行い、各地方の会社財務部門を取消し、上海、広州等地域において財務共有センターを設置した。労働契約約定の職場が存在しなくなったため、裁判所は「客観的状况に重大な変化が生じた」事実を認定したとされた。

### 3. 雇用主(会社側)所在地の移転。

(2015)澤中民一終字第424号判決において、雇用主(会社側)が別の地へ移転し、(2016)滬01民終2750号判決において雇用主(会社側)倉庫全体が移転したことが、裁判所は労働契約締結時根拠となった客観的状况に重大な変化が生じたと認定し、労働契約が履

行できなくなった状況であるとされた。但し、広東裁判所と江蘇裁判所の内部指導意見においては、雇用主(会社側)の移転先が同城区域内で、公共交通で到達することができる場合、「労働契約の目的を実現することが難しい」わけではなく、「客観的状况に重大な変化が生じた」状況ではないと判断している。

### 4. 雇用主(会社側)収益状況の不況。

このような状況は裁判実務においては一定の議論が存在する。(2014)寧民終字第3244号判決において、裁判所は雇用主(会社側)が市場競争、政策調整、雇用主(会社側)管理等要素の影響で、欠損が生じ経営が困難となった場合、これは経営過程におけるリスクであり、当該リスクの存在で雇用主(会社側)が経営不可となるわけではないため、雇用主(会社側)が主張する雇用主(会社側)欠損は労働法上の「客観的状况に重大な変化が生じた」状況ではないと認定した。

但し、(2016)遼01民終11172号の判決において、雇用主(会社側)は市場状況の変化に応じて内部人員を異動させることができ、これは雇用主(会社側)の自主経営権の範囲であるため、収益が悪く雇用主(会社側)規模を縮小するためのリストラは、「客観的状况に重大な変化が生じた」状況であると認定された。

以下に一つの判例を通じて雇用主(会社側)が従業員を解雇したことはこの理由が適用できるかどうかを検討する。

## 二、判例検討：(2020)蘇05民終9836号

従業員甲は1998年9月1日にギアボックスと推進設備の主幹としてA社と無固定期限の労働契約を締結した。しかし近年、全世界の航空市場が低迷している影響でA社の経営も困難を極めていた。会計士事務所の監査報告では、A社は2017、2018年度連続して数百万円の欠損が生じていた。

2019年1月28日、A社は董事会を開催しリストラ計画(10%の人員削減)及び管理チームブラッシュアップのための人員移動案を可決した。そのうち甲を雇用主(会社側)の行政部へ異動させ、サービス専門プロジェクトを担当させることとした。その後、当該プロジェクトは顧客の解散清算により取り消された。A社が甲に担当させていた当該プロジェクト関連の職位がなく

<sup>2</sup> ただし雇用主(会社側)の移転が従業員に明らかな影響を与えず、雇用主(会社側)も合理的な補填措置(通勤車の提供、交通手当の補助等)を行った場合、従業員が労働契約を解除する理由が不十分である場合、雇用主(会社側)は労働契約解除の経済補償金を支払う必要はない。

なったため、甲との労働契約解除を希望した。

2019年3月12日、A社は労働契約解除の従業員リストを労働組合へ報告、相談し、甲を含む4名の従業員との労働契約合意解除の決定も追加した。A社は労働組合へ解除方案を説明し、労働組合もA社の計画を確認し同意した。しかしA社は何度も甲と労働契約解除について協議したが合意することができなかった。2019年6月13日、A社は甲へ労働契約合意解除通知書を作成し、2つの案を提案した。1、雇用主(会社側)が一方的に労働契約を解除し経済補償金を支払う。2、双方は労働契約を合意解除する、雇用主(会社側)は経済補償金を支払う以外に3か月分の賃金を補償として支払う。

2019年6月26日、A社は「甲との労働契約解除に関する労働組合告知書」を労働組合に送達し、労働組合も上記告知書に捺印し確認した。翌日、A社は甲へ「労働契約終了通知」を発行した。その後、A社は甲へ経済補償金405,510元を支払った。

### 1. 労働仲裁機関の裁定

甲はA社が違法に労働契約を解除したと考え、労働仲裁申請を申し立てた。仲裁申し立て内容は1、A社は甲へ2倍の賃金差額221,417.04元を支払うこと、2、A社は甲へ経済補償金405,516.93元を支払うこと。

労働争議仲裁委員会は、A社に対して甲へ経済補償金405,516.93元を支払うよう命じ、その他仲裁請求は容認しなかった。甲は仲裁裁定を不服とし、第一審裁判所へ提訴した。

### 2. 第一審裁判所の判決

本案裁判所での審理期間、A社は株主大会を開催し、2019年12月31日から、会社経営を終了し資産を売却すると決議した。

第一審裁判所は、A社は確かに経営困難であり、双方も労働契約の履行を継続しようとした時期及び労働契約の履行ができなくなった時期が存在していたため、労働契約解除の合法的な行為であった。

そのため法に基づくと被告へ賠償金を支払う必要はないが、被告に対して経済補償金及び通知代替金を支払う必要がある。またA社は追加で補償金として被告へ2か月分の賃金38,620元を支払う準備があったことを第一審裁判所は確認した。そのため第一審判決では、1.A社は判決発効の日から10日以内

に甲へ通知代替金19,310元を支払うこと、2.A社は本判決発効の日から10日以内に甲へ補償金38,620元を支払うことを命じた。

### 3. 第二審裁判所の判決

第二審裁判所は審理を経て以下の通り認定した。A社の監査報告では数年連続で欠損が生じており、生産経営に非常に大きな困難があったことは客観的事実であると認定した。

このような状況において雇用調整を行うことは困難脱却のためであり、対象者は甲1人だけではないため、A社が悪意を持っていたわけではないため、これは労働契約締結時根拠となった「客観的状況に重大な変化」が生じたため、労働契約が履行できなくなった状況である。そのため第二審裁判所は上訴を棄却し、原判決を維持した。

### 4. 本案の争点整理

判決書の内容から、本案仲裁法廷及び裁判所は「A社は違法に労働契約を解除したのか」について真逆の判断を下している。その原因としては、以下の2点が考えられる。

①本案状況が「客観的状況に重大な変化が生じた」であるか。

本案A社と甲が労働契約を解除した主な原因は、会社の生産経営状況が困難となりプロジェクトが取り消され職場を提供することができなくなったためである。雇用主(会社側)収益状況が思わしくないことが「客観的状況に重大な変化が生じた」であるかについては、上記第一部分にて議論しており、裁判所は通常、雇用主(会社側)の市場変化に伴う人員整理、部門調整を行うことは「客観的状況に重大な変化が生じた」であると認定することが多い。

それに対して、雇用主(会社側)が経営戦略、発展形式等について主導的に調整するものについては、ほとんどが不可抗力ではないため、それらが必ずしも労働契約の全てまたは一部条項の履行を不可能にしているわけではない。

本案仲裁法廷では、A社は違法に労働契約を解除したため、従業員へ2倍の経済補償金を賠償金として支払うよう命じた。これは、仲裁法廷が市場変化を商業リスクと捉え、雇用主(会社側)が組織枠組み、経営戦略を調整し生産経営を維持する行為は会社の主観的決定であり、客観的状況の変化ではなく、「労働契約法」第40条第3項を適用し甲との労働

契約を解除することはできないと考えているためだと考えられる。

その点、本案裁判所の判断では、裁判実務においてはこのような状況に対してする認定は「説明」における「客観的状況」の目的論の運用そのものであると認定している。そのため、雇用主(会社側)の主張について、裁判所が主に審査したのは「雇用主(会社側)が提出した書類は現状の雇用主(会社側)運営の困難の度合いを証明できているか」である。本案裁判所はA社が組織枠組み、経済戦略を調整した原因について深く検討しておらず、A社が数年連続して欠損が生じていること、計算経営に非常に大きな困難が存在する客観的事実について確認しており、そのことから「A社董事会が本局面に対して行った調整は困難を脱する目的であり、対象者は甲個人ではなく、悪意があるものではない」と推測した。また、特定のプロジェクトについては顧客の清算により取り消され、甲の職務もこれにより取り消された。この際、A社はこれ以上甲に提供できる職務はないと考えたため、双方が締結した労働契約の目的を実現することができなくなった。

そのため、裁判所はA社の状況は「客観的状況に重大な変化が生じた」ものとみなし、「労働契約法」第40条第3項を適用し甲との労働契約を解除することができる」と認定した。

筆者らの見解としては、立法の趣旨は「客観的状況」の判断基準を「非主観的要素」を基準とするべきだと考え、雇用主(会社側)がコントロールできない変化が生じた場合であるべきと考える。そのため、「説明」第26条において解説されている「客観的状況」は発生する可能性もあるすべての「客観的状況」を規定しているわけではない。他の原因により労働契約を継続して履行できない場合であっても、「労働法」中の「客観的状況」についての法律規定を適用するべきだと考える。

本案においては、雇用主(会社側)が自身を守るため人員の構成を整理した決議は「非主観的要素」であり、プロジェクトが顧客の清算により取り消され甲の職務が取り消されたことは予測できなかったものである。但し、両裁判所は本案労働争議が発生した後の株主会決議、設備譲渡協議及び支払い証書、資産買収協議等証拠に基づき、A社が「生産経営に非常に大きな困難が生じ、継続して経営することができない」という主張を立証しており、これに基づき双方

の労働契約がA社が経営停止の決議を行う前に継続して履行することができないと判断したことについては、いささか強硬であったようにも考えられる。

②雇用主(会社側)は「労働契約法」第40条第3項の合法手続きに基づき労働契約を解除できるか。

本案仲裁法廷裁決結果と裁判所の判決結果は異なるものとなっており、これは「労働契約法」第40条第3項の「協議により労働契約を変更できるか」という規定について異なる意見があったためであると考えられる。

裁判実務においては通常、雇い主と従業員が労働契約の変更について協議せず直接労働契約を解除する行為は「労働契約法」第4条第3項の手続き規定に符合しないと考えられている。例えば(2020)川01民終423号判決書において、雇用主(会社側)が自身の経営戦略の調整により、従業員と労働契約の変更について協議せず直接労働契約を解除したものは違法であると認定されている。また(2020)魯06民終7166号判決書においても、従業員が労働契約の内容について変更することに合意している場合、雇用主(会社側)は「客観的状況に重大な変化が生じた」として一方的に労働契約を解除することは労働契約の違法解除であると認定されている。

本案仲裁法廷が労働契約の違法解除であるとの裁定を下したことは、A社が甲と労働契約の変更について協議を行っておらず、労働契約の解除について協議を行ったことは、手続き規定に符合しておらず、労働契約の違法解除であると認定した。

この点について本案裁判所は客観的状況に重大な変化が生じたものと認定したうえで、A社はまず甲の職務について配置転換を行っていた。その後A社と甲が労働契約の解除について協議を行っており、労働組合の同意を経て甲へ労働契約の解除通知を送付し経済補償金を支払ったことは、手続き上は合法であると認定した。但し、A社は1か月前に書面にて通知を行っていないことから、A社は甲へ通知代替金を支払う必要がある。

### 三、まとめ

「客観的状況に重大な変化が生じた」かどうか判断することができないことにより労資紛争が生じるリスクを避けるため、筆者らとしては、雇用主(会社側)は労働契約締結時または就業規則制定時、「客観

的状況に重大な変化が生じた」ことにより労働契約が変更または解除となる条項について詳細に規定し、どのような場合があてはまるのか列挙して解説し、約定の形式で双方が合意できれば、将来的に従業員と交渉する際の書面根拠となると考える。

客観的状況に重大な変化が生じ従業員を配置転換するような場合、雇用主(会社側)の規則制度または従業員の労働契約において「客観的状況に重大な変化が生じた」場合について明確、詳細に規定すべきだと考える。例えば、「客観的状況に重大な変化が生じた」とは、雇用主(会社側)オフィス、工場、倉庫が地区を超えて移転した場合や、雇用主(会社側)の合併、分裂、合弁、譲渡、資産移転、重大な欠損が生じた場合や生産経営が困難になった場合等が挙げられる。これにより労働争議において再度「客観的状況に重大な変化が生じた」について立証と説明を行うリスクを避けることができる。

例えば2020年に発生した新型コロナについて、中国政府はこれを「不可抗力」であると認定している。新型コロナの影響を受けて、雇用主(会社側)が業務関係の終了、支店または営業所の閉鎖、経営方式の転換、経営規模縮小等を実施する場合、「客観的状況に重大な変化が生じた」の具体例として規則制度や労働契約に記載することも可能である。

留意いただきたいのは、現在治療中または隔離中等の特殊な従業員の場合、労働契約を履行できないことを理由に双方の労働契約を解除することはできない。

同時に、新型コロナは雇用主(会社側)の伝統的な勤務方法も変更している。多くの日本雇用主(会社側)は「緊急事態宣言」解除後もテレワークを実施しており、常態化していく雇用主(会社側)も多い。中国においても、テレワークが将来的な方向性となる可能性が高い。この傾向も労働契約変更の法律問題を引き起こす可能性もある。

筆者らの見解としては、雇用主(会社側)は労働契約または就業規則において「客観的状況に重大な変化が生じた」場合の労働契約変更条項の具体的な内容(業務内容、勤務地店、待遇等)について約定し、争議が生じた場合、雇用主(会社側)は労働契約約定の内容を逸脱していないと主張し、雇用主(会社側)が一方的に強制異動させたと認定されるリスクを防ぐことができる。

総合すると、雇用主(会社側)は雇用会社として「客観的状況に重大な変化が生じた」状況を重視し、書面にて従業員と明確に約定するべきだと考える。必要時、法律規定の手続きに基づき労働契約を解除する。そのため、雇用主(会社側)はあらゆる可能性を考慮し、「労働契約法」第40条第3項の規定を柔軟に運用し、損失を減少させるための必要措置を採るべきだと考える。

## 本案関連法律条文

### 「中華人民共和国労働契約法」(2012年修正)

第40条「無過失性解雇」以下の状況に当てはまる場合、雇用主(会社側)は30日前に書面にて従業員に通知または従業員の1か月分の給与を支払うことにより、労働契約を解除することができる。

- (1)従業員が病を患いまたは労災ではない状況で負傷し、規定の医療期間満了後従来の業務に従事することができず、雇用主(会社側)が手配した別の教務に従事することができない場合。
- (2)従業員が業務を期待通りこなすことができず、研修または配置転換を経てもなお業務を期待通りこなすことできない場合。
- (3)労働契約締結時の根拠となった客観的状況に重大な変化が生じ、労働契約を履行することができない場合、雇用主(会社側)と従業員は協議を行ったが、労働契約の変更について合意することができない場合。

### <執筆者プロフィール>

上海市華鑫法律事務所

弁護士 高秀智

華東政法大學法律學院(民商法)卒業後、慶應義塾大學大学院法学研究科博士前期課程を修め、2012年4月に上海市華鑫律師事務所に入所、対中取引、日系在華企業の企業法務を担当。



弁護士 高華鑫

上海市高級人民法院、上海市司法局での勤務を経て、1984年6月から日本の大江橋法律事務所にて勤務、外国法事務弁護士として大阪弁護士会に登録、1998年5月に上海華鑫律師事務所を開設し、対中投資、取引、仲裁、裁判事件の最前線で活躍。2016年6月に(一社)東海日中貿易センター中国法律顧問に就任。



# 事業者が行う消費者の 顔認識情報収集の違法性について

キャストグローバルコンサルティング(上海)有限公司 法律顧問  
広東盈隆律師事務所 パートナー 中国律師 胡 業超

今年、中国中央电视台(CCTV)の3・15夜会(中国国内で大きな影響力を有する、消費者権益保護に関するニュース番組)において、某有名サニタリーブランドや複数の企業が実店舗に顔認識機能を有するCCDカメラをひそかに設置し、消費者の個人情報(顔情報)を違法に収集して商業分析及び精密マーケティングに用いている映像がスクープされ、中国社会において大きな話題となった。では、中国において、事業者がCCDカメラ等を使って入店顧客の顔情報を収集することは、果たしてどのような法令に違反しているのだろうか。また消費者としては、そうしたものから自身の権利を守るにはどうすればよいのだろうか。本稿において次のとおり要点を解説する。

## 一、事業者の行為

CCTV 3・15夜会で報道された内容に基づけば、大きな論争を呼んだ事業者の行為の要点を次のようにまとめることができる。

- ①事業者は店舗入口に設置したCCDカメラで、消費者に告知することなく、また、その同意を得ることもなく、入店する消費者の顔情報を「無感覚で収集」した。
  - ②事業者のバックグラウンドのネットワークシステムは、収集された消費者の顔情報に対しメタ解析をし、消費者がどの店に行ったことがあるのか、来店した回数、消費習慣等の情報を把握して、他の店舗にデータを送った。
  - ③事業者は、②における特定の消費者の個人情報に対する分析結果をもとに、その消費者が次に他の店舗に行った際に、異なる価格提示戦略や対応方針を採用することができた。
- また、記者が複数のCCDカメラ供給業者及び事

業者に取材した報道内容によれば、現在すでにこの技術を使用している事業者は決して少なくなく、設置されたCCDカメラの数は1,000万台に達している可能性もあり、かつ、関連技術もかなり成熟しており、たとえ消費者がマスクをして入店しても、50%～60%の識別成功率を有するという。

## 二、個人情報の収集に対する中国の現行法令の要求

### 1. 個人情報の定義について

近年、ビッグデータが商業分野で幅広く利用されるのに伴い、中国政府も商業分野における個人情報の利用に対するコンプライアンス管理を非常に重視している。2013年に改正された「中華人民共和国消費者権益保護法」(以下「消費者権益保護法」という。)では、早くも消費者の個人情報保護に関する関連規定が新設されていたが、「個人情報」の内実については法律レベルで明確な規定がなされていなかった。しかしながら、その後2016年に発布された「中華人民共和国ネットワーク安全法」(以下「ネットワーク安全法」という。)及び2020年に発布された「中華人民共和國民法典」(以下「民法典」という。)では、「個人情報」の概念について、次のような明確な定義がなされた。

#### ①「民法典」1034条2項

個人情報は、電子その他の方式により記録された、単独で、又はその他の情報と結合して特定の自然人を識別することができる各種情報である。これには、自然人の氏名、出生日、身分証書番号、生体認証情報、住所、電話番号、電子メール、健康情報、移動情報等を含む。

#### ②「ネットワーク安全法」76条1項(五)号

「個人情報」とは、電子その他の方式により記録された、単独で、又はその他の情報と結合して自然人

の個人身分を識別することができる各種情報をいう。これには、自然人の氏名、出生日、身分証書番号、個人生体認証情報、住所、電話番号等を含むがこれらに限らない。

両規定は表現の上では多少の違いがあるものの、内容の方向性は基本的に一致しており、「個人生体認証情報」が個人情報の範疇に含まれることが明確に定められている。そのみならず、既に全国人民代表大会と全国政治協商会議の審議に付されている「中華人民共和国個人情報保護法(草案)」(以下「個人情報保護法(草案)」という。)では、「個人の生体的特徴」も「機微な個人情報」の範囲に入れられ、「機微な個人情報」の処理について一般の個人情報の処理よりも厳格な要求をしている。いわゆる「機微な個人情報」とは、ひとたび漏洩し、又は不法に使用されれば、個人が差別を受け、又は人身若しくは財産の安全が重大な危害を受けることになるおそれがある個人情報をいう。中国では近年、個人の身元検証や電子支払いの確認等の生活の場面で、FACE ID技術が広く使用されており、「個人の生体的特徴」又は「個人生体認証情報」である個人の顔面情報が濫用、盗用されたり、又は漏洩したりすれば、個人の財産ひいては人身の安全が危害を受けることになるおそれがある。ゆえに、「個人情報保護法(草案)」では、機微な個人情報の処理について一般の個人情報の処理よりも更に厳格な規定が設けられているのである。

ちなみに、中国国家市場監督管理総局及び国家標準化管理委員会が発布した「情報安全技術 個人情報安全規範」(GB/T 35273—2020、以下「規範」という。)では、ある情報が個人情報に該当するかどうかについて、次のような認定基準を設けている。

ある情報が個人情報に該当するかどうかを判定するにあたっては、以下の2つの道筋を考慮しなければならない。1つ目は識別、すなわち情報から個人へであり、情報そのものの特殊性から特定の自然人を識別する。この場合、個人情報は、特定の個人を識別するのに資するものでなければならない。2つ目は関連付け、すなわち個人から情報へである。特定の自然人が既知である場合には、当該特定の自然人からその活動において生じた情報(例：個人の位置情報、個人の通話記録、個人

の閲覧記録等)が個人情報である。上記2種類の事由の1つに適合する情報は、いずれもこれを個人情報と判定しなければならない。

## 2. 個人情報の処理にかかる要求について

まず、「民法典」第1035条第2項では、個人情報の「処理」について列挙式の定義を採用しており、「処理」には「収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開等」の方式を含むとする。個人情報に対し上記規定における操作をすれば、それは個人情報を処理する行為にあたり、関連法令の規定を遵守しなければならないと規定している。

次に、「民法典」第1035条第1項の規定に基づくと、個人情報の処理にあたっては、必ず「適法であり、正当であり、必要である」という原則を遵守しなければならない。すなわち、欺罔、誤導等の方法を通じて個人情報を処理してはならず、また、処理される個人情報の範囲は、処理目的を実現する最小の範囲に限られなければならない。同時に、次の手続要件にも適合する必要がある。

- ①当該自然人又はその監護人の同意を取得すること。ただし、法律及び行政法規に別段の定めがある場合を除く。
- ②情報処理の規則を公開すること。
- ③情報処理の目的、方式及び範囲を明示すること。
- ④法律及び行政法規の規定並びに双方の約定に違反しないこと。

「ネットワーク安全法」及び「消費者權益保護法」における個人情報の処理についての規定は、基本的に民法典における要求と一致している。

なお、「個人情報保護法(草案)」では、具体的な操作要求についてより詳細な規定が設けられているほか、上で述べたように、顔認識情報等の機微な個人情報の処理規範について、一般の個人情報の処理よりも更に高い要求がなされており、「特定の目的及び十分な必要性を有する」という前提がある場合に限り、機微な個人情報を処理することができることとされている。また、個人の同意を得るのみならず、「個別の同意」、更には「書面の同意」を取得し、処理の必要性及び個人に対する影響を個人に告知する必要もある。この法律は本稿の締切りまでに正式に発布

されていないものの、機微な個人情報をより厳格に保護するという立法の方向性が揺らぐことはないだろう。

### 三、事業者による消費者の顔認識情報収集行為にかかる適法性についての分析

事業者の行為が適法か否かを判断するには、次の3つの面から分析することができると考えられる。

#### 1. 顔認識情報は個人情報にあたるのか。

実質的に、顔認識情報は個人の顔面の識別特徴であり、コンピューターシステムは一定のアルゴリズムに基づき、初めて撮影した人の顔面の特徴をデータ化し、一種の情報に変換して記録をすることができる。各個人の顔面の識別特徴には差異があるため、コンピューターは、関連情報が収集された後、情報の特殊性に基づいてある特定の個人を識別することができる。したがって、この情報は「規範」における「識別」の道筋と合致し、一種の個人情報に該当するはずである。実際に、「規範」付録Aの表A.1「個人情報の例」においても、「個人の顔面識別特徴」が「個人生体認証情報」にあたることを明確にしており、上記の「民法典」1034条2項の規定と考え合わせれば、顔認識情報が個人情報に該当することは疑いようもない。

#### 2. 事業者の行為は個人情報に対する処理を構成するのか。

事業者の行為についての上記総括から分かるように、事業者の利用するシステムは、顔認識情報の収集から使用の過程まで、「民法典」第1035条第2項に掲げられた各種「処理」方法を完全に網羅しており、当然に個人情報に対する処理を構成する。

#### 3. 事業者は個人情報を処理する際に関連の法定義務を履行したか。

CCTV 3・15夜会の報道では、事業者及び顔認識システムの供給業者も、顔情報が「無感覚」の状況で収集されており、被収集者である消費者の同意を得る必要はなく、また、事前の同意も得ていないと語っている。消費者は自身の個人情報が収集されていることすら知らされておらず、まして消費者に告知をしたり、個人情報の処理規則、目的、方法又は

範囲を公開したりなどは言うまでもない。したがって、事業者が関連の法定義務を履行していないことも明らかである。

ゆえに、事業者が消費者に対し何らの告知又は説明もすることなく、かつ、その同意を得ていない前提において、無断で個人情報を処理したことが、中国の個人情報保護に対する現行の関連法令の規定に明らかに違反していることは確実である。

### 四、消費者である個人はどのように自身の権利を守ればよいのか。

では、消費者である個人は、自身の個人情報の権利が侵害を受けていることを意識した際に、どのように自身の権利を守ればよいのだろうか？

下記の方法が考えられる。

▶個人情報処理者に対し個人情報を削除するよう求める。

「民法典」1037条2項及び「ネットワーク安全法」43条の規定に基づく、情報処理者又はネットワーク運営者が違法に個人情報を処理しているのに気付いた場合、個人はそれらに対し関連する個人情報を削除するよう求めることができる。個人情報処理者に対し損害賠償を請求する。

個人情報は一種の人身上の権益であり、それが侵害を受けることにより権利者は損失を被ることになる。権利者は、当然に「民法典」1165条、1182条及び1183条に依拠し、実際の被害状況を踏まえて損害賠償さらには精神的損害の賠償を主張することができる。

▶市場监督管理局その他の主管行政部門に対し苦情申立てをする。

「消費者権益保護法」56条、「ネットワーク安全法」64条等の規定に基づく、市場监督管理局等の主管部門は、個人情報の適法な権益を侵害した経営者、企業に対し、是正命令、警告、違法所得の没収、過料、営業停止命令、営業許可証の取消し等の処罰をする。消費者の個人情報の権益が損害を受けた際には、関連部門に苦情申立てをすることができ、関連部門がこれらに是正を求め、その行政責任を追及することになる。

▶公安機関に対し個人情報処理者を告訴する。

個人情報処理者の行為が刑法の「公民個人情報侵

犯罪」の規定に抵触している場合、すなわち国の関係規定に違反して、他人に対し公民の個人情報 verkauftし、又は提供し、情状が重大である場合には、個人は公安部門に告訴することができ、公安部門が法により個人情報処理者の刑事責任を追及することになる。

## 五、おわりに

近年の中国政府の取り組みを見る限り、個人情報保護に対する事前の立法及び事後の監督管理を大幅に強化しており、これまでのような個人情報がみだりに濫用される状況は大きく改善され、消費者の権

益がよりよい保護を受けられるようになるだろう。

しかしながら、同時に、中国の日系企業にとっては、個人情報保護にかかるコンプライアンスが今後の企業経営における重要な課題になってくるのは確実である。中国の個人情報保護体系はなお構築過程にあり、整備を要する問題も多いことから、中国政府は今後も一連の関連法令又は部門文書を出していくものと思われる。中国の日系企業には、引き続きこの問題を注視し、個人情報処理にかかわる可能性のある経営方針、手法及び管理措置を速やかに調整、修正することをお勧めする。



### <執筆者プロフィール>

キャストグローバルコンサルティング(上海)有限公司 法律顧問

広東盈隆律師事務所 パートナー 中国律師 **胡業超**

2013年神戸大学法学研究科を卒業して以来、長年にキャストグループの法律顧問を務めている。日系企業の中国現法に関する新設や撤退、企業合併、労務管理、不正調査、知財関連などの案件多数担当・関与している。現在、中国の個人情報保護制度について探求中。

## 滄州デスクNEWS(河北省)

レポーター:滄州市対日招商中心 副主任 李平



### 自動運転車が市内の道路に登場

滄州市政府は、初の自動運転テスト通知書と自動運転デモンストラーション通知書を発行し、「百度Apollo」とパートナーの「雲図科技」が所有する35台の車両が自動運転デモ操作の資格を取得した。そのうちの10台が全くの無人による自動運転テストの資格を取得。これにより滄州市内で走行から商品化までの一連の試験が行われることになり、近い将来には滄州市民が保安要員の乗車しない、本当の意味での無人運転を体験することができることになる。



る貨物取扱量世界上位ランキング」を発表した。これによると、2020年の黄驊港における貨物取扱量は前年比4.7%増の3億125万トンで、世界ランキングで前年の17位を保持した。ここ数年で、黄驊港は毎年ランクを上げており、2017年に20位に入り、2018年は18位、2019年は17位となっている。

### 滄州初のアップグレード版公共保税倉庫を建設

渤海新区黄華港華業石材産業新城にある公共保税倉庫が、滄州市で最初のアップグレードされた公共保税倉庫となり、2021年前半に完成する予定。

同倉庫では、通常の公共保税倉庫とは異なり来料、進料加工エリアを設け、保管以外の機能として倉庫内で商品の加工をすることが可能となる。

倉庫の総面積は3万2,000㎡で、黄華港から15キロ、天津港から60キロ、雄安新区から150キロに位置しており、周辺300キロ以内には、北京、天津、済南、石家荘、太原といった大都市があり、ロケーションに恵まれている。

### 黄驊港が4年連続で世界上位20港以内に

このほど上海国際航運研究中心が「2020年におけ



### 杭州国際青年人材センターを蕭山に設置

より多くのグローバル青年人材が杭州でイノベーション、起業することを促進する為に、「杭州国際青年人材センター」が蕭山に開設された。同時にオーストラリアのシドニー、英国のロンドン、カナダのトロント、米国のシアトルに4つの海外センターが設立された。同センターではグローバルな若い才能に対し、「センターでの一連の活動、ワンストップサポートサービス、優遇政策のパッケージ、インターンシップの機会、指導教官によるマンツーマン指導、ベンチャー資金調達、ワンストップ人材評価」等包括的なサービスを提供し、人材の育成や、起業のサポートを行う。

### 杭州「コンベンションの街」に向け邁進

先日、杭州コンベンション産業開発会議が開催され、国内の著名な専門家、学者、起業家の代表、国際的に有名な産業団体や協会の代表が集まり、都市と地域経済の発展の可能性を探った。



杭州は「新しい経済会議の目的地」と称されており、統計によると、2010年から2019年にかけて、杭州市で国際会議協会(ICC)の基準を満たす合計253の国際会議を開催した。また2020年5月には、同協会が発表した「2019年における世界各地で開催された国際会議数のランキング」で、杭州は38の国際会議を開催した実績により、世界5214都市の中で74位にランクイン。またアジア太平洋地域の870都市中では17位となった。

### 1～2月 蕭山区の経済は回復的な成長を維持

蕭山区の経済は、2020年下半期から回復傾向にあ

り、構造的回復から完全な回復へと移行し、経済成長の効果が現れる。1～2月、蕭山区の一定規模以上の工業付加価値は前年比39.5%増の73億5800万元、固定資産投資は前年比36.1%増の121億4500万元、消費財小売総額は、前年比27.3%増の112.97億元を達成した。

### 杭州国家AI革新应用先駆エリアが正式に成立

3月30日、「智涌钱塘」2021 AI Cloud生態大会が杭州で行われ、業界の専門家など5,000名余りが集い、「スマートシティ」、「デジタル企業」という2大分野におけるAIの応用について議論がされた。

本大会で、杭州国家AI革新应用先駆エリアが正式に成立した。先駆エリアの建設目標に合わせ、杭州はAI技術の都市管理、スマート製造、スマート金融など分野における応用を更に推進し、都市デジタル管理法案の発信地、スマート製造ノウハウの供給地、データ使用規則の発信地としての構築を進め、2023年までに、杭州AIの総合的なレベルが国内・海外をリードするように邁進していく。

### 蕭山区、新型コロナワクチンの無償接種を開始

蕭山区は3月12日より、蕭山区居住者向けに新型コロナワクチンの無償接種を始めている。

ワクチン接種が可能な施設は、蕭山区内に27ヵ所あり、3月26日から新たに臨時施設を13ヵ所設け、3月28日までに臨時施設で1,111回のワクチン接種が行われた。



希望者は、専用アプリから予約し、且つ身分証の提示によりワクチン接種が受けられ、費用は免除となる。



### 2021年第1四半期161億元を導入

3月17日、常州高新区2021年第1四半期重点プロジェクト集中調印式が行われ、総投資額161億元の28重大プロジェクトが調印された。

28のプロジェクトのうち、外資によるプロジェクトは8項目で、投資額は1.7億ドル。中国の著名企業によるビッグプロジェクトも含まれており、常州高新区は今年幸先の良いスタートを切った。



### 中日インテリジェント製造産業園の建設を加速

この度、江蘇省商務省は省内における「中日韓(江蘇)産業合作モデルエリア」を計7カ所認可した。当区にある「中日(常州)合作産業園」はその中一つに選ばれ、常州市で唯一認可されたエリアとなった。

同産業園の発展計画はイノベーション、インテリジェンス、エコをメインに、新エネ車及び部品、インテリジェントロボットとハイエンド装備製造、ハイエンド医療を三大支柱産業に位置付けている。建設面積は147km<sup>2</sup>で、デンソー、住友電工、コマツなど著名企業を含む160社を超える日系企業が設立している。

### ウツノモールドが進出

金型の設計・製造を手掛ける(株)ウツノモールド(本社:愛知県みよし市)が常州高新区の中日(常州)合作産業園に進出した。同社は1951年に創立し、70年に及ぶ歴史と技術を有しており、常州工場では年間1,000種の金型を廉価で生産することができ、中国国内にある取引先に供給される。



### 揚州開発区、領勝投資と調印式

4月12日、領勝投資(深圳)有限公司(以下「領勝投資」という)と揚州経済開発区は、領勝投資の総投資額100億元に上る「スマート製造産業プロジェクト」の調印式を行った。

領勝投資の子会社である「領益智造」は、精密機能

部品のグローバル企業並びに中国スマート製造のリーディング企業として知られている。



領勝投資は、揚州経済開発区でマグネシウム・アルミニウム合金、モジュール、ユニットなど製品の

研究開発、生産、販売を行う予定で、2022年12月を目処に稼働し、プロジェクト完成後の売上高(インボイスベース)は年間300億元を見込む。

### 2021揚州自動車産業ビジネス商機説明会が開催

4月13日、揚州市は「2021揚州自動車産業ビジネス商機説明会」を上海市にて開催し、自動車部品関連メーカー約100社が参加した。本会では揚州における自動車産業のビジネスチャンス、企業への優遇政策、ビジネス環境などについて説明がされ、続いて揚州自動車産業園のスタッフと参加者による交流が行われた。

2020年、揚州市の完成車生産能力は70万台に上り、自動車産業の売上高は1,000億元を突破し、自動車製造設備の稼働率は江蘇省で1位となった。

2025年までに、完成車の生産・販売台数を50万台に伸ばし、うち新エネ車の比率を全体の20%にし、自動車産業の売上高(インボイスベース)を10%増にする計画がある。



この度、常熟デスクNEWSを担当することとなりました「常熟国家高新技术産業開発区」招商局の顧磊(こらい)と申します。今後毎月皆様に江蘇省常熟市及び常熟国家高新技术産業開発区に関する情報をお届けさせていただきます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

### <常熟国家高新技术産業開発区の概況>

常熟国家高新技术産業開発区(略称:常熟高新区)は2003年5月に設立し、常熟市における開発・開放のメインエリアであり、科学技術イノベーションの中心地でもある。



上海近辺に位置し、虹橋空港まで1時間、浦東空港まで1.5時間と交通状況に恵まれている。区内では特徴的な産業クラスターが形成され、インフラが整ったプラットフォームと質が良く効率的な管理サービスを備えている。国の新型工業化産業モデル基地と自動車部品ハイテク産業基地、知的財産権試験地区、そして革新的人材育成モデル基地に認定され、長江デルタで最も投資価値が高いエリアであると位置づけられた。中国の169カ所ある高新区の中で69位にランクインし、5年連続ランクアップしている。

現在、区内には20を超える国と地域から1,000以上のプロジェクトを導入することに成功しており、自動車とコアコンポーネント、ハイエンド機器製造、新たな情報技術と現代的サービスなどをメイン

とした産業を形成しつつある。産業の中には自動車、コアコンポーネント産業、ハイエンド機器製造以外に、現代ロジスティクスと貿易、開発研究と機能性を備えた本部組織なども含まれている。

常熟市に進出している日系企業は200社あり、日系全体の売上は500億元に達し、日系が常熟において最大の外資系投資となっている。そのうち、高新区だけで日系企業数が80社を超え、トヨタ自動車、三菱電機、日立、住友電工、イオンなど、世界の上位500社のうちの12社が投資した21のビッグプロジェクトなどがある。また三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行の三大邦銀が高新区に進出しサービスを展開している。

第14次5カ年計画(2021～2025年)の期間中、常熟高新区は新興産業の発展に重点を置いており、その1つが「水素燃料電池産業」となる。

常熟市は2019年に「水素燃料電池自動車産業開発計画」を発表して以来、川上にあたる水素生産・貯蔵・補給、川中にあたるシステムとコアコンポーネントの研究開発と生産、川下にあたる車両製造と応用を中心にプロジェクトの誘致を進めており、現在水素エネルギー関連企業が32社進出している。

4月9日、常熟市燃料電池協同創新連盟理事会第一回会議が高新区で行われた。同連盟は2020年11月に設立され、トヨタ自動車研究開発センター(中国)有限公司が理事長を務め、重塑(REFIRE)、捷氢(SHPT)、擎動(Hydrogine Technology)などが副理事長として参入、現地の研究機構や大学と連携しながら、産業、研究、教育の融合発展を促進し、水素燃料電池産業の構築が進められている。

### 中日合作創新産業報告会が開催

4月16日、第2回江蘇省常熟市中日合作創新産業報告会が、常熟高新区メイン会場と東京のサブ会場でオフライン及びオンライン形式で開催され、520名が参加した。報告会では、常熟市の経済発展状況や高新区が第14次5カ年計画期間に新エネルギー自動車産業と水素燃料電池自動車産業の発展に注力することなどが紹介された。



### 佛山市禅城区の紹介

禅城区は佛山市人民政府が所在する区で、佛山市の政治、金融、文化、交通と情報の中心となっている。総面積は154.09km<sup>2</sup>で、人口は120万8,700人、2020年のGDPは前年比0.1%増の1,911億7,900万元となった。



産業では、製造業の基礎が厚く、陶磁器、ステンレス、子供服、ニット製品といった伝統的産業があ

り、多くの著名な企業を輩出。その多くが中国国内のみならず、世界中で企業活動を展開している。現在は、産業のグレードアップに取り組んでおり、自動車及び新エネルギー、電子情報、バイオ医薬、ヘルスケア、新素材産業等の先進製造業やハイテク産業の集積を重点にしており、サービス業の発展も目覚ましい。また広東省政府から「中国自動車部品製造基地」の称号を授与されている。

区内には各種投資エリアを建設し、日本企業の進出を積極的に誘致している。

### 聯東U谷・禅城国際企業港の着工式典が開催

3月30日、聯東U谷・禅城国際企業港の着工式が禅城区・南庄镇で開催された。本プロジェクトは工業団地の建設を手掛ける聯東U谷集団の投資によるもので、完成後は電子情報、精密機械、スマート機器、バイオ医薬、新エネルギーなどの分野で企業誘致を行い、新興産業の集積地としての発展を目指す。本プロジェクトは1年半後に完成予定である。

## 〈中国短信〉

### ◆中国、新生児15%減に

中国公安部は、2020年戸籍登録ベースの新生児が前年比15%減の1,004万人になったと発表した。公安部の集計は2020年に出生し、且つ同年に登録手続きをした新生児を対象とし2021年以降の登録手続きは含まないため、中国国家統計局が4月に発表する登録実数より少ない数値になる(2019年の発表では公安部が1,179万人、国家統計局が1,465万人)。一人っ子政策を撤廃した2016年に新生児が一時増加したが、2017年以降4年連続で前年比割れとなっており、中国で年々高まっている子育て・教育費に加え、コロナ禍の先行き不安などが新生児の減少に繋がったと見られている。

また、男女比率では、男児529万人(52.7%)、女児475万(47.3%)と、男児出生への偏りが依然見られた。

### ◆在日外国人雇用 ベトナムが中国抜く

日本の厚生労働省はこのほど2020年10末時点の外

国人雇用状況を発表した。国籍別ではベトナム人が中国人(香港・マカオ・台湾を含む)を抜き最も多かった。

ベトナムは伸び率でもトップで、1年前より10.6%増の44万3,998人となった。中国人は41万9,431人となった。外国人全体の就労者数は4.0%増の172万4,328人で、上位2カ国で5割を占めた。その他10万人越えはフィリピン(18万4,750人)とブラジル人(13万1,112人)。

在留資格別で見ると、外国人全体で「技能実習」が占める割合は23.3%で40万2,356人。ベトナム人全体では技能実習の割合が49.2%(21万8,600人)と最も高く、国籍別でも最多であった。中国人全体の技能実習の割合は18.3%の7万6,922人で、国籍別では第2位だが、ベトナムとの差が更に開く格好となった。一方、「技術・人文知識・国際業務」をはじめとする専門的・技術的分野の在留資格で働く中国人は、国籍別で最も多い12万2,485人に上った。

産業別では、製造業が48万2,002人と28.0%を占めた。中国人における製造業の割合は23.0%の9万6,691人で、インドネシアとブラジルは4割を超え、それぞれ42.5%と42.0%だった。

## ◆産児制限撤廃へ 東北地方で検討

中国国家衛生健康委員会は2月18日、東北3省（黒竜江、吉林、遼寧）で先行して産児制限撤廃の実施を検討すると発表した。産児制限の撤廃で3人目の子供が認められれば、出生率の低下や労働人口減少に歯止めがかかるものと期待される。

少子高齢化が進む中国では2016年の「一人っ子政策」全面撤廃で、全ての夫婦に2人目の出産が認められ、同年に出生数が増加に転じたが、2017年以降は再び下降し、2020年も減少見込みとなっている。

本件は2020年5月の全国人民代表大会の建議事項であるため、実現する可能性が高い。

東北3省では近年人口減少が続き2019年の1年間に42万人以上減った。2020年GDP総額の省別ランキングで31省中、遼寧16位、黒竜江25位、吉林26位と経済発展が遅れている地域であることから、制度とは別に、養育費の問題などから3人目の出産奨励にどれほどの効力が出るのかは未知数となっている。

## ◆定年延長、14次5ヵ年計画期間を目処に

人力資源社会保障部は2月26日、2025年までに60歳以上の高齢者が3億人を超える見通しを発表し、高齢化社会に対応するため定年退職年齢の延長を具体的に検討していると述べた。中国の定年は長らく男性60歳、女性50歳（幹部は55歳）と定められてきたが、近年は高齢化や高学歴化による労働力人口の減少が顕著で、定年延長による労働力人口の確保が避けられない状況となっている。

また、高齢者の増加は年金の支払い能力にも直結する。この状況が続く限り早ければ2035年にも「支払い不能」になると、中国社会科学院は2019年に警鐘を鳴らしている。

昨年発表された第14次5ヵ年計画の建議では「定年延長を段階的に実施する」と明文化された。男性は65歳への引き上げが予想されるが、女性の現行50歳を何歳とするかが焦点となる。従来のバランスを取って55歳とするのか、男女格差の是正という観点では65歳に統一する可能性もあり、難しいかじ取りが求められる。

## ◆健康コードのワンコードアクセスが実現

中国国家衛生健康委員会は3月23日、中国のコロナ対策アプリ「健康コード」のワンコードアクセス（中国語：一碼通行）が実現されたことにより、省

（直轄市・自治区）を跨いで健康コードの情報共有が可能になったと述べた。これにより、個人の健康状態、感染の疑い、濃厚接触、PCR検査と抗体検査受診の有無、14日以内の入国者などのデータ情報が省を跨いで共有できる。

各省は従来複数の健康コードを採用していたが、コードを集約し且つ中国全域で健康コードを相互認証するプラットフォームがほぼ完成したことでワンコードアクセスの実現に繋がった。今後緑色コード（通行可）の所持者は、移動先で現地の健康コードを取得する作業が解消される。

また健康コード管理の今後の展望について、PCR検査、ワクチン接種、中・高リスク地域への往来履歴を当事者の報告なしで自動的に統合していくとし、そのための管理技術を積極的に推進していくと述べた。

## ◆半導体関連の資材設備の関税免除

中国財政部は3月29日、国内半導体メーカーが海外から調達をする資材や設備の輸入関税を免除すると発表した。

回路線幅65ナノメートル以下の論理回路やメモリなどを生産する半導体メーカーが、中国では生産が難しい資材や設備を輸入する場合が対象となる。2020年7月27日から遡って免税申請ができ、2030年12月31日まで実施される。

## ◆再生エネルギーが発電設備の4割

国家エネルギー局は3月30日、中国の再生可能エネルギーの発電設備容量が20年末の時点で9億3千万kWに達し、発電設備全体に占める割合は42.4%と、2012年比で14.6ポイント増えたと発表した。内訳は、水力3億7千万kW、風力2億8千万kW、太陽光2億5千万kW、バイオマス発電3千万kW。

一方、2020年の中国再生可能エネルギー発電量は2.2兆kWhに達し、全体の電力使用量の29.5%（2012年比で9.5ポイント増）を占め、発電設備の増加に伴い電力使用量もシェアが拡大傾向にある。

## ◆第1四半期の企業新設が急増

中国企業登記情報サイト・企查查はこのほど、第1四半期の新規企業登記件数が前年同期比58.3%増の583万6千件に上ったと発表した。内訳は個人事業主378万社、法人その他205万4千社。

# 中国経済データ

<ご注意>

伸率は前年同期比を%で表示。減少は▲または-で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

## 日本の対中貿易(日本側統計)

単位：億円、%

年 月	輸 出		輸 入		差 引	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	備 考
2014年	133,815	6.0	191,765	8.6	▲58,238	赤字拡大
2015年	132,293	▲1.1	194,204	1.3	▲57,950	赤字縮小
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年	146,814	▲7.7	184,337	▲3.9	▲37,523	赤字拡大
2020年	150,811	2.7	174,684	▲5.2	▲23,873	赤字縮小
2021年3月	16,344	37.2	15,768	10.0	576	黒字転換
2021年1-3月	40,413	25.4	47,423	23.5	▲7,010	赤字拡大

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

### 3月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金額		構成比	
		金額	伸率		
輸出	総額	73,781	100.0		
	内訳	アメリカ	12,395	16.8	
		EU	7,145	9.7	
		アジア	42,241	57.3	
		うち中国	16,344	22.2	
輸入	総額	67,144	100.0		
	内訳	アメリカ	7,902	11.8	
		EU	7,988	11.9	
		アジア	33,330	49.6	
		うち中国	15,768	23.5	

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

### 3月の主な増減品目

単位：%、ポイント

			概況品名		伸率	寄与度
			品名	伸率		
輸出	増加	1	プラスチック	43.4	2.5	
		2	原料品	145.8	2.3	
		3	非鉄金属	73.1	2.3	
輸入	増加	1	電算機類(周辺機器)	28.8	2.7	
		2	音響映像機器(含部品)	21.3	0.9	
		3	重電機器	29.2	0.5	
	減少	1	通信機	▲12.4	▲1.7	
		2	衣類・同付属品	▲8.5	▲0.8	

出所：日本・財務省

## 名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、%

年 月	輸 出			輸 入			差 引	
	金 額	伸 率	全国比	金 額	伸 率	全国比	金 額	備 考
2014年	25,217	5.5	18.8	22,515	7.4	11.7	2,702	黒字縮小
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字拡大
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年	28,217	▲8.0	19.2	22,086	▲6.6	12.0	6,131	黒字縮小
2020年	29,531	4.6	19.6	19,043	▲13.8	10.9	10,488	黒字拡大
2021年3月	3,027	39.6	18.5	1,856	18.4	11.8	1,171	黒字拡大
2021年1-3月	7,613	22.3	18.8	5,177	20.5	10.9	2,436	黒字拡大

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港  
国際空港：中部空港、静岡空港

### 3月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金額		構成比	
		金額	伸率		
輸出	総額	17,687	100.0		
	内訳	アメリカ	4,377	24.7	
		EU	2,420	13.7	
		アジア	6,933	39.2	
		うち中国	3,027	17.1	
輸入	総額	8,165	100.0		
	内訳	アメリカ	794	9.7	
		EU	865	10.6	
		アジア	4,485	54.9	
		うち中国	1,856	22.7	

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

### 3月の主な増減品目

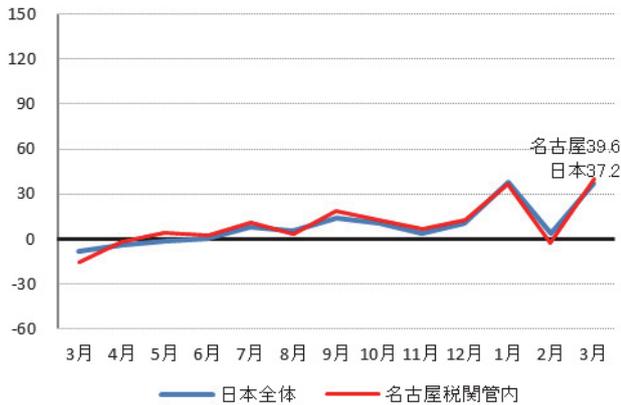
単位：%、ポイント

			概況品名		伸率	寄与度
			品名	伸率		
輸出	増加	1	自動車の部分品	44.1	7.0	
		2	プラスチック	69.0	2.6	
輸入	減少	1	がん具及び遊戯用具	510.8	6.1	
		2	絶縁電線及び絶縁ケーブル	39.0	1.0	

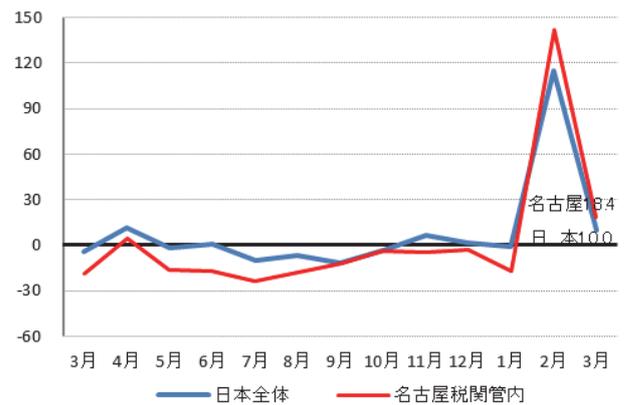
出所：名古屋税関

## 日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

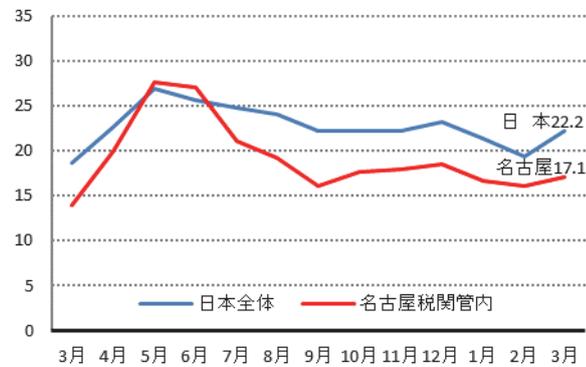
### 中国への輸出額の月別伸率(%)



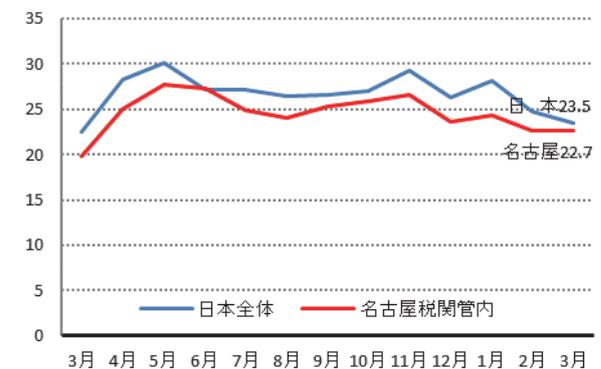
### 中国からの輸入額の月別伸率(%)



### 日本の輸出における中国構成比の推移(%)



### 日本の輸入における中国構成比の推移(%)



## 中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸出		輸入	
	金額	伸率	金額	伸率
2015年	22,766	▲2.8	16,821	▲14.1
2016年	20,974	▲7.7	15,875	▲5.5
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8
2019年	24,984	0.5	20,769	▲2.8
2020年	25,907	3.6	20,556	▲1.1
2021年3月	2,411	30.6	2,273	38.1
2021年1-3月	7,099	49.0	5,936	28.0

出所：中国税関総署

## 中国の外資導入

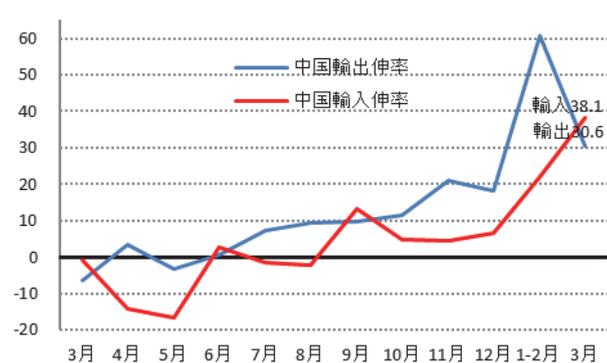
単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

年月	件数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2015年	23,778	11.8	1,262.7	5.6
2016年	26,575	5.0	1,224.3	▲3.0
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年	60,533	69.8	1,349.7	3.0
2019年	40,888	▲32.5	1,381.4	2.4
2020年	38,570	▲5.7	1,443.7	4.5
2021年3月	N/A	N/A	N/A	N/A
2021年1-3月	10,263	47.8	448.6	43.8

出所：中国商務部 ※金融セクターを除く。

(一部、商務部のデータを参考に独自算出)

### 中国対外貿易の月別伸率(%)



### 中国外資導入の月別伸率(%)



※12月のデータは未発表

### 中国の物価動向

#### 消費者物価指数CPI (%)

	3月	1-3月
消費者物価指数	0.4	0
うち都市	0.5	▲0.1
農村	0.4	0
うち食品	▲0.7	0.2
食品以外	0.7	▲0.1
うち消費財	0.6	0.1
サービス	0.2	▲0.2

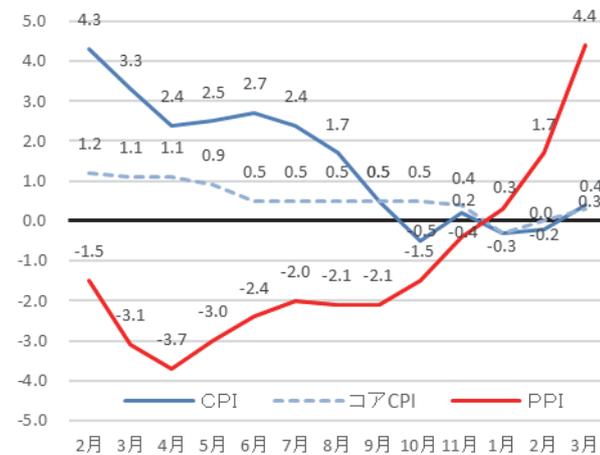
出所：中国国家統計局

#### 工業生産者物価指数PPI (%)

	3月	1-3月
工業生産者物価指数(PPI)	4.4	2.1
うち生産資材	5.8	2.8
うち採掘	12.3	6.6
原材料	10.1	4.0
加工	3.4	2.0
生活資材	0.1	▲0.1
うち食品	2.0	1.7
衣類	▲0.8	▲1.1
一般日用品	0	0
耐久消費財	▲1.4	▲1.7
工業生産者仕入物価指数	5.2	2.8
うち燃料、動力類	2.7	▲1.1

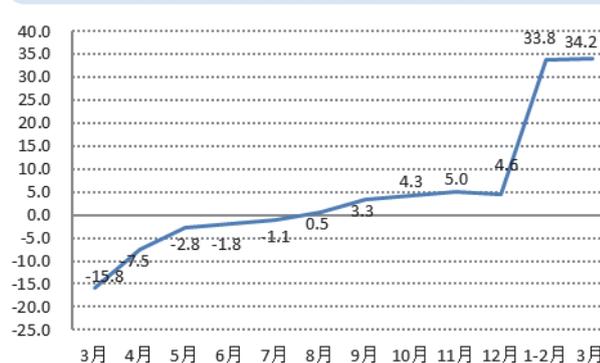
※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数 = 卸売指数  
出所：中国国家統計局

#### CPI、コアCPI、PPIの月別推移(%)



※コアCPIとは食品とエネルギーを除いたもの。

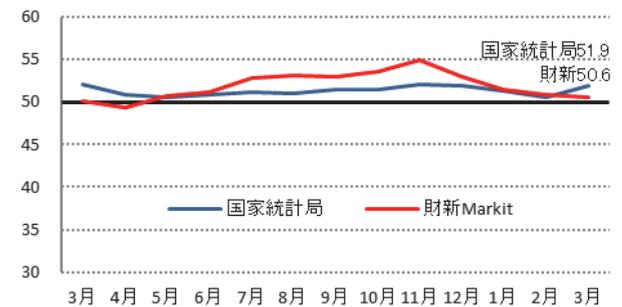
### 中国の消費財小売総額の伸率(%)



出所：中国国家統計局

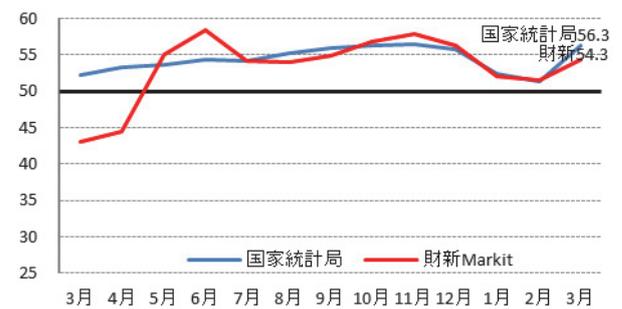
### 中国の景気先行指数

#### 製造業PMI



※製造業PMI = 製造業購買担当者景気動向指数  
景気後退<50<景気拡大

#### 非製造業(サービス業)PMI

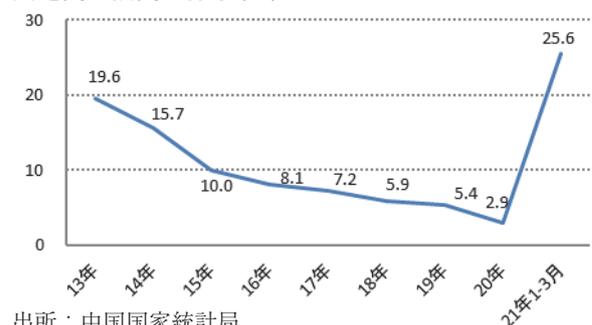


### 中国の固定資産投資

#### 1-3月分の固定資産投資

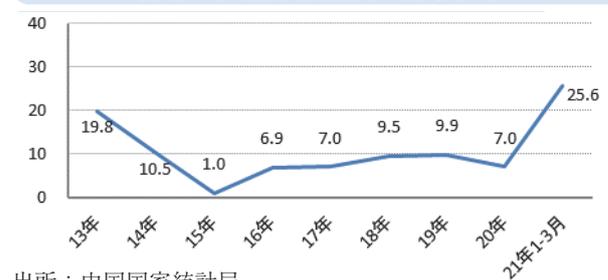
		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資		95,994	25.6
産業別	第一次	2,362	45.9
	第二次	27,929	27.8
	第三次	65,703	24.1
地域別	東部	N/A	23.5
	中部	N/A	39.9
	西部	N/A	23.3
	東北	N/A	19.7

#### 固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家統計局

### 中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所：中国国家統計局

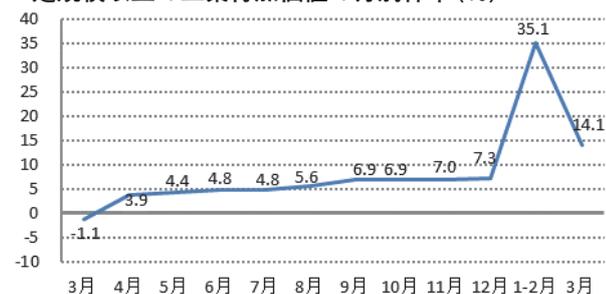
## 中国の工業

### 工業付加価値の伸率(%)

	3月	1-3月
一定規模以上の工業生産	14.1	24.5
内訳 鉱業	2.9	10.1
製造業	15.2	27.3
電気・ガス・熱・水生産供給業	13.9	15.9
内訳 国有企業	10.9	16.9
株式制企業	13.4	23.7
外資系企業	17.4	29.2
私営企業	16.8	29.7

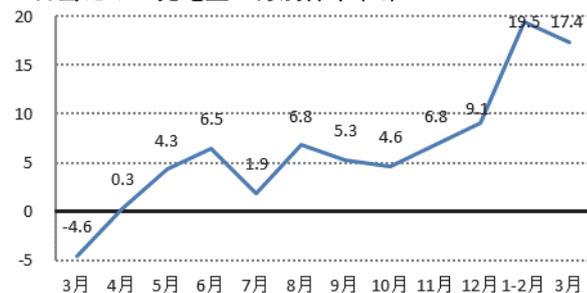
出所：中国国家統計局

### 一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



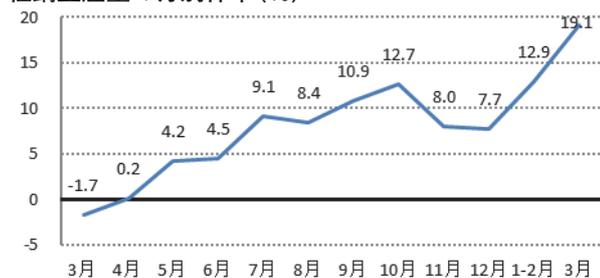
出所：中国国家統計局

### 一日当たりの発電量の月別伸率(%)



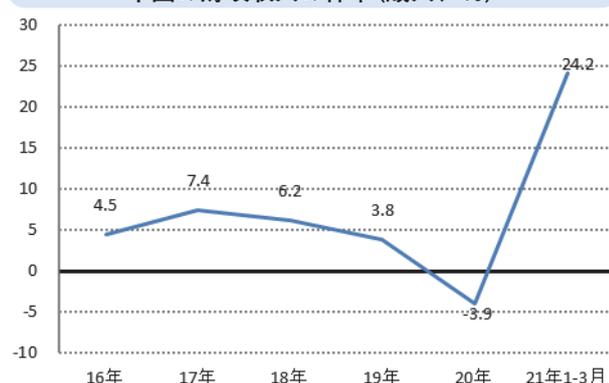
出所：中国国家統計局

### 粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家統計局

### 中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部

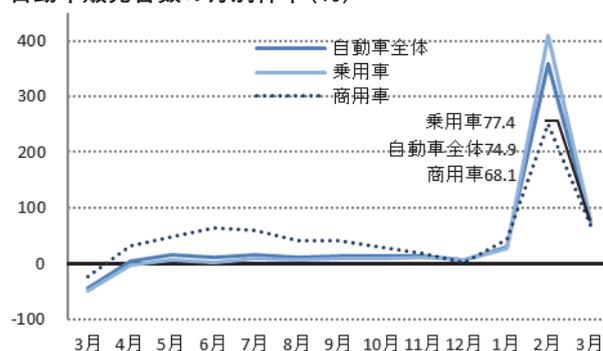
## 中国の自動車販売台数

万台

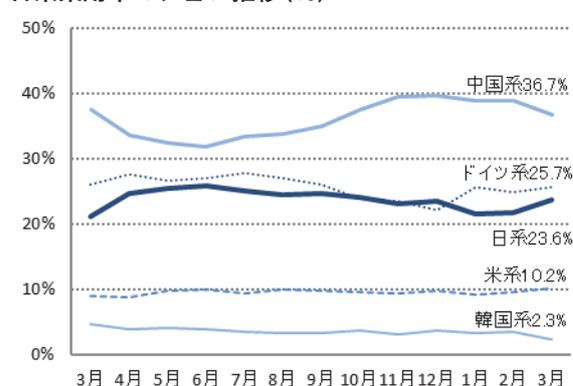
年月	自動車	
	乗用車	商用車
2015年	2,460	345
2016年	2,803	365
2017年	2,887	416
2018年	2,808	437
2019年	2,576	432
2020年	2,531	513
21年3月	252	65
21年1-3月	648	141

出所：中国汽車工業協会 ※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

### 自動車販売台数の月別伸率(%)

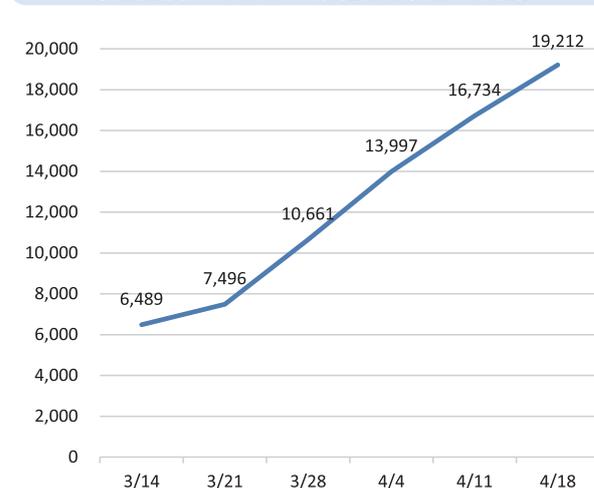


### 日系乗用車のシェア推移(%)



出所：乗用車市場情報联席会

### 中国国内のワクチン接種数(単位：万回)



出所：中国国家衛生健康委員会